

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定 (社会課)

生活保護法による診療所等の廃止 (〃)

保険医療機関等の指定 (保険課)

土地改良区の役員の就任 (農村整備課)

都市計画事業の認可 (都市計画課)

◇人委規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第九百三十八号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目九	平成元年七月二十一日
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六一二	〃
医療法人社団門脇内科医院	倉吉市山根五八六	〃
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一一三〇	〃
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	〃
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	〃
医療法人社団山中歯科医院	倉吉市東巖城町一七〇	〃
医療法人くまの歯科医院	倉吉市西町二七〇二	〃
医療法人社団西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	〃
岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	〃
伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六	〃
医療法人社団山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	〃

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団林原医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇九二	"
宮崎齒科医院	鳥取市吉成二丁目一四一三一	"
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一〇	"
医療法人社団米本内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一 一三	"
柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一 一	"
医療法人藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三〇 一三二	"
橋本齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二 一〇	平成元年八月八日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	"

鳥取県告示第九百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

越智内科医院	米子市加茂町一丁目一十九	平成元年七月一日
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六	"
門脇内科医院	倉吉市山根五八六	"
野口内科医院	倉吉市西倉吉町一一一三〇	"
林医院	倉吉市瀬崎町二七四〇	平成元年六月十三日
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	平成元年七月一日
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	"
山中齒科医院	倉吉市東蔵城町一七〇	"
熊野齒科医院	倉吉市西町二七〇二	"
西田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町一丁目六一	"
伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	"
山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	"
林原医院	東伯郡赤碓町大字赤碓一〇九二	"
北室内科	鳥取市西町三丁目一〇	"
米本循環器消化器内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一 一三	"

若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一	"
藤田医院	○岩美郡岩美町大字浦富一〇三	"
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一〇	"
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇五一三	平成元年七月十五日

鳥取県告示第九百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
筏津産科婦人科医院	倉吉市塚町二丁目二二九九	平成元年八月十五日
鳥取医療生協鹿野温泉病院	気高郡鹿野町大字今市二四二二	平成元年八月二十日
鳥取薬局	鳥取市相生町二丁目五一	平成元年八月二十一日

井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七一六	平成元年八月二十日
井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二一五	"
本荘歯科医院	鳥取市古海六七三十三	平成元年八月十八日
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一	平成元年八月三十日

鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久末土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事	竹本 政信	鳥取市久末二四四
"	福田 博愛	" 古郡家一二九一一
"	山根 金喜	" 久末二五七一一
"	山本 義太郎	" 二二二二
"	雨川 幸太郎	" 古郡家一七四
"	山田 豊治	" 美和八八
監事	谷口 薫	" 久末二一八

〃 西尾 武雄 〃 古郡家一八一―
平成元年八月一日就任 任期四年

鳥取県告示第九百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 三・三・二号賀露上小路公園

三 事業施行期間

平成元年九月十六日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市賀露町地内
使用の部分 なし

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年九月十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「九十万円程度以上である者」を「百万円以上であると見込まれる者」に、「七万五千元」を「八万三千三百三十四円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成元年九月一日から適用する。

2 平成元年九月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正後の規則第九条第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となる職員に対する職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第九条第二項の規定の適用については、同項中「これに係る事実の生じた日」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成元年九月鳥取県人事委員会規則第十三号）の施行の日」とする。